

# 糸島市商工業物価高騰対策支援金

## 申請受付要領

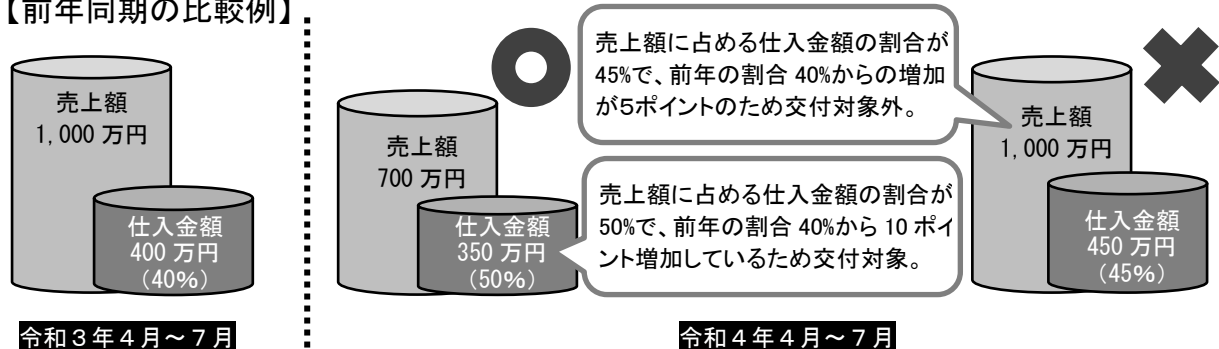
コロナ禍における急激な物価高騰の影響を受ける市内商工業者に、支援金を交付します。  
物価高騰による影響に応じ、「仕入価格高騰」または「燃料費等高騰」のいずれかの区分を選択し、申請してください。

### 1 交付対象者

中小企業者(個人事業主を含む)のうち、次の①から④までのすべてに該当し、かつ⑤または⑥のいずれかに該当する人

- ①市内に事業所等を有する人
- ②主たる収入が商工業による人
- ③本市が他に実施する燃油価格等高騰対策支援補助等の支給を受けていない人
- ④令和3年12月1日までに創業した人
- ⑤令和4年4月から7月までの売上額に占める仕入金額の割合が、前年同期の割合と比較して10ポイント以上増加した人
- ⑥令和4年4月から7月までの売上額に占める燃料費等(重油、ガソリン、軽油、灯油、プロパンガス、都市ガス、電気等)の割合が、前年同期の割合と比較して10ポイント以上増加した人

#### 【前年同期の比較例】



※令和3年4月2日以降に事業を開始した場合は、⑤及び⑥の前年同期と比較できませんので、比較対象を、事業開始後、売上がはじめて一か月分計上される月から4か月間とします。

※糸島市外にも事業所がある場合は、「全事業所分」及び「糸島市内の事業所分」の、どちらも⑤または⑥に該当すれば、「糸島市内の事業所分」を申請できます。

### 2 交付額

令和4年4月から7月までの仕入金額または燃料費等の5% (上限50万円)

### 3 受付期間

令和4年8月1日（月）から10月31日（月）まで（当日消印有効）

### 4 申請書類

次の①から④までの書類と、添付書類の提出が必要です。申請様式は市のホームページ（<https://www.city.itoshima.lg.jp/s047/020/010/20220722151220.html>）からダウンロードしてください。糸島市商工会本所、糸島市役所商工振興課でも配布します。

なお、提出書類は、支援金の交付、不交付にかかわらず返却しません。**書類作成の際は、「申請書類の書き方」を必ずご確認ください。**

#### ① 糸島市商工業物価高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）

【添付書類】すべてA4サイズで提出してください。

- (1) 営んでいる事業がわかる書類(令和3年分の確定申告書の写しまたは市民税・県民税申告書の写し(受付印または電子申告の通信通知のあるもの)、履歴事項全部証明書、営業許可証など)
- (2) 事業所の所在地がわかる書類(令和3年分の確定申告書の写しまたは営業許可証、ホームページの画面、パンフレット、契約先が発行し押印のある仕入伝票・発注書・納品書・請求書の写しなど)  
※(1)の添付書類で糸島市内の事業者であることがわかる場合は、提出不要
- (3) 金融機関の振込口座通帳の写し（通帳表紙の裏面（口座情報の詳細欄））  
※インターネット銀行等で通帳がない場合は、口座情報がわかる他の書類の写し等で構いません。なお、振込先の口座は、申請者または申請法人名義に限ります。
- (4) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類（申請者の運転免許証またはパスポート、保険証等の写し）

#### ② 誓約書（様式第2号）

#### ③ 仕入金額集計表または燃料費等使用状況集計表

※糸島市外にも事業所がある場合は、「全事業所分の集計表」と、「糸島市内の事業所分の集計表」をあわせて提出してください。

【添付書類】

- (1) 令和3年4月から7月までの売上がわかる書類(令和3年分の確定申告書、決算書、売上台帳など)
- (2) 令和4年4月から7月までの売上がわかる書類（売上台帳、試算表など）
- (3) 令和3年4月から7月までと、令和4年4月から7月までの仕入金額または燃料費等が確認できる書類（請求書、領収書、仕入伝票、納品書、仕上台帳、帳簿の写しなど）

#### ④ 申請書類チェックリスト

## 5 受付方法

郵送または持参にて受け付けます。

郵送の場合は、必要書類を糸島市商工業物価高騰対策支援金事務局（糸島市商工会）まで、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。なお、封筒に、「商工業物価高騰対策支援金申請書在中」と明記してください。

**（宛先）〒819-1118 糸島市前原北一丁目1番1号**

持参の場合は、糸島市商工会本所（糸島市前原北一丁目1番1号）または糸島市商工会志摩支所（糸島市志摩初26-1）の受付箱に入れてください。

## 6 交付方法

交付額が確定後、申請書に記載された所在地に交付決定通知書を郵送します。

その後、「イトシマシブッカシエン」の名称で、申請者の口座に支援金を振り込みます。

## 7 問い合わせ先

糸島市商工業物価高騰対策支援金事務局（糸島市商工会）

【電話番号】 080（4722）5446 または 070（1063）0434

【電話対応時間】 9時から16時まで（土・日・祝日・8/15（月）を除く）



# 申請書類の書き方

## ◎共通事項

- ・日付は発送日を記入してください。
- ・所在地及び事業所名、代表者職氏名は、様式第1号と様式第2号とで統一してください。
- ・書類への記入は黒ボールペンをお願いします。消えるボールペンは不可です。
- ・訂正は二重線に訂正印を押してください（修正液不可）。
- ・申請書類提出時には、「申請書類チェックリスト」で書類がそろっているか最終確認してください。

## 1 糸島市商工業物価高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）

- ・所在地…事業所等の所在地を記入してください。文書等の送付先といたします。
- ・名称…法人名や屋号等を記入してください。ない場合は「なし」と記入してください。
- ・資本金…法人以外は記載不要です。
- ・業種…次の分類から適切な業種を記入してください。該当業種が不明な場合は、日本標準産業分類を参考にしてください。下記の業種に該当しない場合には、業務内容を記載してください。

鉱業	採石業	砂利採取業	建設業	製造業	電気業
ガス業	熱供給業	水道業	情報通信業	運輸業	郵便業
卸売業	小売業	金融業	保険業	不動産業	物品賃貸業
学術研究	専門・技術サービス業	宿泊業	飲食店	生活関連サービス業	娯楽業
教育学習支援業	医療	福祉	複合サービス事業	サービス業	

- ・常時雇用従業員数…正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、期間の定めなく1年以上雇用している人数です。

【申請区分】物価高騰による影響に応じ、「仕入価格高騰」または「燃料費等高騰」のいずれかの区分を選択し、丸で囲んでください。

【事業所等の所在地】本社等の所在地が市外の場合は、市内の事業所等所在地を記入してください。申請者欄の所在地と同じ場合は、同上と記入してください。

【仕入金額または燃料費等の総額】令和4年4月1日から同年7月31日までの、仕入金額または燃料費等の確認です。令和4年4月から7月までの仕入金額または燃料費等の合計を記入してください。計算には、仕入金額集計表または燃料費等使用状況集計表を使用してください。

※令和3年4月2日から令和3年12月1日までに開業された場合は、比較対象の前年同期の売上がないため、事業開始後に売上がはじめて一か月分計上される月から4か月分の売上額に占める仕入金額または燃料費等の割合を使用することができます。詳しくは、お問い合わせください。

※糸島市外にも事業所がある場合は、糸島市内の事業所分を記入してください。

【左記の5%】令和4年4月から7月までの仕入金額または燃料費等の合計の5%を記入してください。ただし、千円未満は切り捨てて記入してください。

【申請額】「左記の5%」で計算した金額が500,000円未満である場合はその金額を、500,000円以上の場合は500,000円を記入してください。(千円未満切り捨て)

【振込先】申請者または申請法人名義の口座を記入してください。

## 2 仕入金額集計表または燃料費等使用状況集計表

### 共通事項

市のホームページから、「仕入金額集計表」または「燃料費等使用状況集計表」のエクセルまたはPDFをダウンロードし、エクセルの場合はパソコンで入力、PDFの場合は手書きで記入してください。記入箇所は、ブルーに色がついている箇所です。

(エクセルは一部自動計算されるため、入力が省略できる箇所があり、おすすめです)

すべての記入が完了したら、A4サイズに印刷して提出してください。

※糸島市外にも事業所がある場合は、「全事業所分の集計表」と「糸島市内の事業所分の集計表」をあわせて提出してください。

### 仕入金額集計表

#### 【1 令和4年4月から7月までの売上額および仕入金額】

令和4年の売上額および仕入価格は、対象月の帳簿書類（売上台帳、試算表など）から転記してください。また、転記に使用した書類は添付書類としてあわせて提出してください。

#### 【2 令和3年4月から7月までの売上額および仕入金額】

令和3年分の売上額および仕入価格は、下記のとおり転記してください。また、転記に使用した書類は添付書類としてあわせて提出してください。

##### ・個人事業主

青色申告の場合…青色申告決算書の2ページ目「月別売上金額及び仕入金額」より転記

白色申告の場合…申告の基となる対象月の売上台帳及び経費元帳より転記

##### ・法人…法人企業概況説明書の裏面「月別の売上高等の状況」より転記

#### ●手書きで記入する場合…上記に加え、下記のとおり記入してください。

#### 【1 令和4年4月から7月までの売上額および仕入金額】

(A) 売上額の合計を記入してください。

(B) 仕入金額の合計を記入してください。

#### 【(E) 令和4年4月から7月までの売上額に占める仕入金額の割合】

(B) 仕入金額合計÷(A) 売上額合計×100をして、計算した割合を記入してください。

#### 【2 令和3年4月から7月までの売上額および仕入金額】

(C) 売上額の合計を記入してください。

(D) 仕入金額の合計を記入してください。

#### 【(F) 令和3年4月から7月までの売上額に占める仕入金額の割合】

(D) 仕入金額合計÷(C) 売上額合計×100をして、計算した割合を記入してください。

**【3 令和4年4月から7月までの売上額に占める仕入金額の割合と、前年同期の割合の差】**

(E) 令和4年の割合…【(E) 令和4年4月から7月までの売上額に占める仕入金額の割合】で計算した割合を転記してください。

(F) 令和3年の割合…【(F) 令和4年4月から7月までの売上額に占める仕入金額の割合】で計算した割合を転記してください。

(G) 令和4年と令和3年の割合の差…(E) 令和4年の割合から(F) 令和3年の割合を引いてください。10ポイント以上であれば、申請可能です。

<b>燃料費等使用状況集計表</b>
--------------------

**【1 令和4年4月から7月までの売上額および燃料費等】**

令和4年の売上額は、対象月の帳簿書類（売上台帳、試算表など）から転記してください。

令和4年の燃料費等は、まず内訳に、対象月の帳簿書類（請求書、領収書、仕入伝票、納品書、売上台帳、帳簿の写しなど）から転記し、その後燃料費等に合計額を記入してください。転記に使用した書類は添付書類としてあわせて提出してください。

**【2 令和3年4月から7月までの売上額および燃料費等】**

令和3年分の売上額は、下記のとおり転記してください。

・個人事業主

青色申告の場合…青色申告決算書の2ページ目「月別売上金額及び仕入金額」より転記

白色申告の場合…申告の基となる対象月の売上台帳及び経費元帳より転記

・法人…法人企業概況説明書の裏面「月別の売上高等の状況」より転記

令和3年分の燃料費等は、まず内訳に、対象月の帳簿書類（請求書、領収書、仕入伝票、納品書、売上台帳、帳簿の写しなど）から転記し、その後燃料費等に合計額を記入してください。転記に使用した書類は添付書類としてあわせて提出してください。

**●手書きで記入する場合…上記に加え、下記のとおり記入してください。**

**【1 令和4年4月から7月までの売上額および燃料費等】**

(A) 売上額の合計を記入してください。

(B) 燃料費等の合計を記入してください。

**【(E) 令和4年4月から7月までの売上額に占める燃料費等の割合】**

(B) 燃料費合計÷(A) 売上額合計×100をして、計算した割合を記入してください。

**【2 令和3年4月から7月までの売上額および燃料費等】**

(C) 売上額の合計を記入してください。

(D) 燃料費等の合計を記入してください。

**【(F) 令和3年4月から7月までの売上額に占める燃料費等の割合】**

(D) 燃料費等合計÷(C) 売上額合計×100をして、計算した割合を記入してください。

**【3 令和4年4月から7月までの売上額に占める燃料費等の割合と、前年同期の割合の差】**

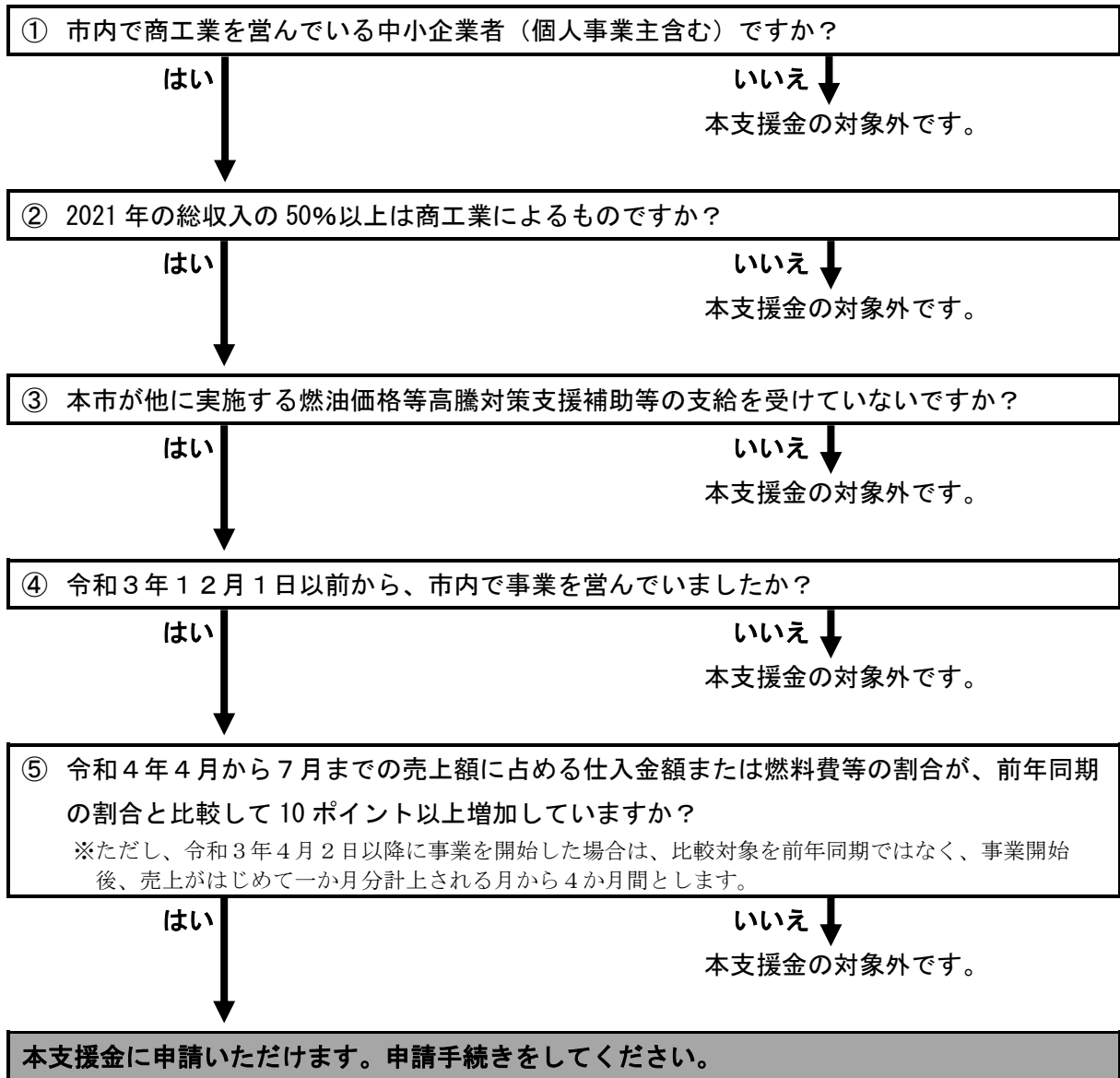
(E) 令和4年の割合…【(E) 令和4年4月から7月までの売上額に占める燃料費等の割合】で計算した割合を転記してください。

(F) 令和3年の割合…【(F) 令和4年4月から7月までの売上額に占める燃料費等の割合】で計算した割合を転記してください。

(G) 令和4年と令和3年の割合の差…(E) 令和4年の割合から(F) 令和3年の割合を引いてください。10ポイント以上であれば、申請可能です。

## 申請者確認チャート

申請前に必ずご確認ください。



# Q & A

用語											
中小企業とはなんですか？	<p>本申請における中小企業は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>中小企業基本法の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人</td> </tr> </tbody> </table>	業種分類	中小企業基本法の定義	製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人	小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
業種分類	中小企業基本法の定義										
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人										
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人										
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人										
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人										
商工業とはなんですか？	本支援金事業における商工業とは、卸売業、小売業、飲食業、宿泊業、サービス業、製造業、建設業、運輸業などとなります。原則として、日本標準産業分類の「A. 農業、林業」「B. 漁業」以外の業種です。										
日本標準産業分類とはなんですか？	経済活動を分類したものです。詳しくは総務省ホームページをご覧ください。										
仕入金額とはなんですか？	一般的に、販売目的の商品や原材料等の購入費用を指します。決算書や売上台帳、確定申告書などで仕入金額に分類されるものです。										
燃料費等とはなんですか？	重油、ガソリン、軽油、プロパンガス、都市ガス、電気の使用料金を指します。										
対象者											
個人事業主は対象となりますか？	対象です。										
屋号がない個人事業主は対象となりますか？	対象です。										

事業主が糸島市外に在住で、事業所が糸島市内にある場合、対象となりますか？	申請者が市外の事業主でも、事業所が市内にあれば、対象となります。 その場合、事業所が糸島市内にあることがわかる追加資料の提出を求める場合があります。
事業主が糸島市内に在住で、事業所が糸島市外にある場合、対象となりますか？	対象となりません。事業所の所在地が糸島市内にある場合が対象です。
燃油価格等高騰対策支援事業補助金を受けていますが、対象になりますか？	対象となりません。
所在地は同じで会社が異なる場合はそれぞれ対象となりますか？	対象となります。一事業者につき、一申請が可能です。
市内で2店舗経営しています。それぞれで申請することは可能ですか？	不可能です。一事業者につき、一申請です。
市内と市外で2店舗経営しています。どのように申請すればよいですか？	令和4年と令和3年の売上額に占める仕入金額または燃料費等の割合の差が、全事業所分と糸島市内の事業所分と、どちらも10ポイント以上であれば申請可能です。 申請時は、糸島市内の事業所分を申請書（様式第1号）に記入してください。あわせて、「全事業所分の集計表」と「糸島市内の事業所分の集計表」を提出してください。
創業したばかりです、対象になりますか？	原則として令和3年12月1日までに事業を営んでいた事業者が対象です。12月2日以降に創業した人は対象外です。詳しくは糸島市商工業物価高騰対策支援金事務局（糸島市商工会）にお問い合わせください。
<b>業種</b>	
農家は対象になりますか？	農業は商工業者でないため、対象外です。ただし、加工品を店舗等で販売し、その収入が総収入の5割以上を占める場合には対象です。
漁師は対象になりますか？	漁業者は商工業者でないため、対象外です。ただし、加工品を店舗等で販売し、その収入が総収入の5割以上を占める場合には対象です。
病院は対象となりますか？	対象です。ただし、医療法人は対象外です。
NPO法人は対象となりますか？	NPO法人は対象外です。中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者が対象です。

フランチャイズ契約店舗のオーナー（フランチャイジー）ですが、対象となりますか？	市内に常設の店舗がある場合は、対象です。ただし、直営店が糸島市内にないフランチャイザーは対象外です。
<b>提出方法</b>	
提出は郵送だけでしょうか？	糸島市商工業物価高騰対策支援金事務局（糸島市商工会）に受付箱を設置していますので、持参も可能です。下記所在地のどちらかにご持参ください。 ①糸島市商工会本所 〒819-1118 糸島市前原北一丁目1番1号 ②糸島市商工会志摩支所 〒819-1312 糸島市志摩初26-1
市役所で申請を受け付けてもらえますか？	提出先は糸島市商工業物価高騰対策支援金事務局（糸島市商工会）のみの受付です。
<b>提出書類</b>	
営んでいる事業がわかる書類とはなんですか？	令和3年分の確定申告書の写し、履歴事項全部証明書、市民税・県民税申告書の写し、営業許可証などを指します。
事業所の所在地がわかる書類とはなんですか？	令和3年分の確定申告書の写し、営業許可証、ホームページの画面、パンフレット、契約先が発行し押印のある仕入伝票・発注書・請求書の写しなどを指します。
確定申告書の控えを紛失したのですが、どうすればよいでしょうか？	税務署で再発行するか、税務署の申告書等閲覧サービスの画面写真を提出してください。詳しくは西福岡税務署（Tel092-843-6211）にお尋ねください。
申告書の受付印や電子申告の通信通知がないのですが、どうすればよいでしょうか？	受付印や通信通知がない申告書と合わせて、申告に使用した書類（総収入額及び月ごとの収入額がわかる売上台帳等）の写しを提出してください。
<b>提出期限</b>	
10月に申請をしましたが、書類の不備があり、追加の提出を求められました。いつまでに提出すれば間に合いますか？	できるだけ早急に提出してください。追加書類を含め、すべての書類がそろった段階で受領となります。提出は10月31日消印有効です。
<b>その他</b>	
本支援金は課税対象になりますか？	所得税や法人税の課税対象になります。
仕入価格高騰と、燃料費等高騰のどちらで申請すればよいですか？	令和4年4月から7月までの売上額に占める仕入金額または燃料費等と、前年同期比との割合を比較して、10ポイント以上であれば、どちらでも申請可能です。

仕入価格高騰と、燃料費等高騰との両方を申請できますか？	できません。一事業者につき、仕入価格高騰または燃料費等高騰どちらかひとつの区分で申請が可能です。
-----------------------------	--